



S-GAP応援通信を通して、皆さんからのGAPに関する疑問にお答えしていきます！

Q 危険物の指定数量と届出について教えてください。

### 危険物の指定数量について

危険物には、その危険性を勘案し、政令でその品目ごとに一定の数量が定められており、この数量を『指定数量』といいます。

消防法においては、指定数量以上の危険物の貯蔵および取り扱いは、政令で定められた技術基準を満たし、許可を受けた危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）で行わなくてはならないことが定められています（消防法第10条）。

表1 危険物の指定数量（一部抜粋）

危険物の種類	指定数量
ガソリン	200 ℓ
アルコール類	400 ℓ
軽油・灯油	1000 ℓ
重油	2000 ℓ

また、指定数量未満の貯蔵および取り扱いについては、市町村条例で定めることになっており（消防法第9条の四）、各市町村の火災予防条例により規制されています。

なお、品名の違う危険物を同一場所で貯蔵・取り扱う場合は、個々の危険物の貯蔵量が、指定数量未満であっても、次式により計算した倍数が1以上になる時は、指定数量以上の危険物として扱われます。

$$\frac{A\text{の貯蔵量}}{A\text{の指定数量}} + \frac{B\text{の貯蔵量}}{B\text{の指定数量}} + \frac{C\text{の貯蔵量}}{C\text{の指定数量}} = \text{倍数}$$

### 申請届出について

#### 指定数量以上の場合

危険物の貯蔵取扱い量が指定数量以上となる場合は危険物貯蔵所（取扱所）設置許可申請書及び関係書類を保管する場所の所轄の消防署に提出し許可を受けなければなりません。

#### 指定数量未満の場合

指定数量の1/5以上、指定数量未満となる場合は、各市町村条例（火災予防条例）により、少量危険物貯蔵取扱届出書及び関係書類を使用・保管する場所の所轄の消防署に提出し、完成検査を受けなければなりません。

指定数量の1/5未満（倍数0.2未満）の場合は届出不要です。

※ 各市町村によって数量等基準が異なることがありますので、最寄りの消防本部予防課に御確認下さい。

うちには軽油が60リットル、ガソリンが20リットル、灯油も20リットルあるから、  
 $60/1000 + 20/200 + 20/1000 = 0.18$   
 だから倍数0.2未満だから届出はいらないんだな。



## Q ガソリンや灯油などの運搬容器にはどのようなものがありますか？

危険物の運搬容器は、容器に入れる危険物の危険性に応じて、材質や容量などが消防法で定められています。容器は、外面に危険物の品名、数量、注意事項などを表示するとともに落下試験や気密試験などの試験にも合格している必要があります。

これらの基準に適合している容器のほとんどは、以下のような表示がありますので、容器が消防法に適合しているか判断する目安にしましょう。



ガソリン携行缶



基準適合性表示



灯油用ポリエチレンかん



基準適合性表示

ガソリンは静電気が蓄積しないよう、金属製の容器を使用しましょう。また、揮発性が高く危険なので換気や風通しの良い場所で、直射日光等による熱影響の少ない場所に保管し、容器は必ず密栓しておきましょう。

◎ 危険物の保管は、必要最小限の量にとどめましょう。

## Q もっと詳しく知りたいのですが、どこに聞いたら良いですか？

最寄りの消防本部予防課にお問い合わせください。



消防本部名	所在地	電話番号 (代表)	構成市町村
入間東部地区事務組合消防本部	ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-6000	富士見市、ふじみ野市、三芳町
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市鎌倉町16-16	049-281-3119	坂戸市、鶴ヶ島市 ※坂戸・鶴ヶ島消防組合と西入間広域消防組合は、共同指令センターで救急や火災などの災害情報を受信する通信指令業務の共同運用を実施しています。
川越地区消防局	川越市神明町48-4	049-222-0700	川越市、川島町
西入間広域消防組合消防本部	入間郡毛呂山町岩井2451	049-295-0119	毛呂山町、越生町、鳩山町 ※坂戸・鶴ヶ島消防組合と西入間広域消防組合は、共同指令センターで救急や火災などの災害情報を受信する通信指令業務の共同運用を実施しています。
埼玉西部消防局	所沢市けやき台1-13-11	04-2924-0119	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市